

- 1 招集通知年月日 令和 2年11月11日(水)
- 1 開催年月日及び時刻 令和 2年11月21日(土) 19時04分 ~ 20時17分
- 1 開催場所 Japan Sport Olympic Square および
テレビ会議用アプリケーション Zoom を使用したオンライン会議
- 1 資格確認 都道府県正会員 47名中 会場出席 1名
WEB出席 24名 (うち代理出席 13名)
欠席者 22名 (うち委任状提出 14名)
合計 39名
- 理事 22名中 会場出席 4名
WEB出席 15名
欠席者 3名 (うち委任状提出 1名)
合計 20名
- 監事 2名中 2名 WEB 2名
合計 2名
- 顧問 10名中 1名 WEB 1名
合計 1名
- オブザーバー 9名
- 議決権数 69 個中 59個

開会 (19時04分)

定款第18条に則り、会長から指名された坂巻副会長が議長となった。議長は、テレビ会議用アプリケーション Zoom を使用してWEB出席を行っている理事及び監事の全員の回線が正常に稼働していることを相互に確認し、本理事会は適法に成立した旨を宣した。次いで定款38条2項により内田会長及び泉監事が署名人となることが報告された。書記には大政理事、池端理事が指名された。

1 議事の経過の要領及び議案審議の結果

報告事項

第1号報告 日本スポーツ協会からの処分解除について 【専務理事】

議長の要請により、仲間専務理事より日本スポーツ協会からの処分解除について報告が行われた。特に質疑はなかった。

第2号報告 公益法人化プロジェクトの進行状況 【公益化推進委員会】

議長の要請により、富岡副委員長より公益法人化プロジェクトの進行状況について報告が行われた。仲間専務理事より公益化に必要な定款等の変更があるため今後の決議事項で審議してもらいたい旨が伝えられた。
特に質疑はなかった。

第3号報告 ガバナンスコード適合性審査の状況 【公益化推進委員会】

議長の要請により、富岡副委員長よりガバナンスコード適合性審査の状況について、4年後の次の審査までに適合させておく必要があること、現時点で不適合な審査項目は43項目中半数以上あり、これは地方連盟との連携が不可欠であることが説明された。特に質疑はなかった。

第4号報告 令和2年度選抜大会について 【専務理事】

議長の要請により、仲間専務理事より令和2年度選抜大会とUJ全国大会については開催の方向で進んでいることの報告がされた。特に質疑はなかった。

第 5 号報告 令和 3 年度全日本選手権について 【専務理事】

議長の要請により、仲間専務理事より令和3年度全日本選手権を11月24日～28日に墨田区体育館で開催する件について関東連盟及び東京都連盟とのミーティングの内容について報告がされた。特に質疑はなかつた。

第 6 号報告 スポンサー規約の変更について 【専務理事】

議長の要請により、仲間専務理事よりスポンサー規約の変更について、日本連盟の取り分を少なくし弁護士と協議しながら契約書を作成することの報告が行われた。特に質疑はなかつた。

その他

- ①豊田事務局長および及川次長より新登録システムについての説明が行われた。
具体的な案が完成したら改めて報告したい。その後質疑応答が行われた。(質疑応答は別添資料)
- ②仲間専務理事より、アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止の取り組みに関する紹介が行われた。特に質疑はなかつた。

決議事項

第 1 号議案 定款変更について 【執行部】

議長の要請により、定款変更について仲間専務理事より新旧対照表 1 (理事会決定内容)、新旧対照表 2 (その後内閣府から指摘を受けた内容変更に伴わない文言の変更等) を用いて提案がなされた。質疑応答が行われ (内容は別添資料) 満場一致で下記の通り議決された。

記

定款を変更する。(新旧対照表 1. 2 は別添資料)

以上

第 2 号議案 会員及び会費に関する規程変更について 【執行部】

議長の要請により、会員及び会費に関する規程変更について新旧対照表を用いて仲間専務理事より提案がなされた。

特に質疑はなく満場一致で下記の通り議決された。

記

会員及び会費に関する規程を変更する。(新旧対照表は別添資料)

以上

第 3 号議案 報酬規程変更の件 【執行部】

議長の要請により、報酬規程変更の件について仲間専務理事より提案がなされた。
以前に理事会で議決されていたが総会に諮っていないものであり、「役員には報酬も退職金も支給しない」という内容であることが説明された。
特に質疑はなく満場一致で下記の通り議決された。

記

報酬規程を変更する。

以上

その他

- ①大阪府の杉崎氏より新登録システム資料を欲しい。
- ②沖縄県の島袋氏より公益化による寄付行為の税控除はできあがっているのか。
- ③岡山県の西山氏よりキャッシュフロー計算書の作成は行わないのか。
(①～③の回答は別添資料)

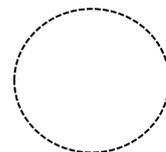
議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、20:17に閉会した。

以上の決議を明確にするために、この議事録を作成し、定款第38条第2項に従い出席した会長及び監事が議事録署名人としてこれに記名押印する。

以上の議事の内容を記録し、これを証するため署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人



議事録署名人

